荒谷地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和８年９月２５日開催

№ １　**相続人不在・相続放棄等による管理不全空き家の処分及び対応について**

都市計画課

№ ２　**新工業団地及び新スタジアムを生かした周辺地域のまちづくりについて**

文化スポーツ課、産業立地室、都市計画課

№ ３　**荒谷小学校の今後と児童数確保に向けた取組みについて**

都市計画課、教育総務課、学校教育課

№ ４　**未収集ごみ対策の拡充について**

生活環境課

№ ５　**地域防災力の強化に向けた河川対策及び自主防災組織への支援について**

危機管理室、農林課、建設課

№ ６　**コンパクト・プラス・ネットワークと地域ＤＸの推進について**

総務課、生活環境課、市民課、都市計画課

№ ７　**消防団への協力金の在り方について**

消防本部

№ ８　**市の行政責任の徹底および町内会（認可地縁団体）への指導等について**

総務課、生活環境課

荒谷地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和８年９月２５日開催

No.	1	標題	**相続人不在・相続放棄等による管理不全空き家の処分及び対応について**
所管課等			都市計画課

≪市民のこえ≫

荒谷地区には、長期間にわたり管理されていない空き家が複数あり、その中には、所有者が亡くなった後、親族が相続放棄をしたと聞いている住宅もあります。また、荒谷地区では、平成２８年頃に亡くなられた方の住宅について、その後、市が関わって建物等の財産の処分が行われた事例があったと聞いています。

地域としては、周辺住民への危険や生活環境への影響が大きくなる前に、できるだけ早い段階で適切な管理や処分につながることを望んでいます。

こうした過去の事例も踏まえ、相続人がいない、または相続放棄されるなどして所有者等による適切な管理・処分が期待できない空き家について、市ではどのような手順や基準により対応し、必要に応じてどのような措置を講じることができるのか、今後の方向性や対策についてお伺いします。

＜回答及び対応状況＞

空き家に関する問題は、市全体の大きな課題と認識しています。

相続人がいない、または相続放棄されるなどして所有者等による適切な管理・処分が期待できない空き家については、所有権以外の権利者の有無、物件の立地等を総合的に勘案し、相続財産清算人制度の活用や、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行などによる対応が考えられます。

本市では、今後も、空き家の状況に応じて必要な対応を行っていきますので、地域の空き家について、お気付きの情報がありましたら、市へ御連絡いただきますようお願いします。

No.	2	標題	**新工業団地及び新スタジアムを生かした周辺地域のまちづくりについて**
所管課等			文化スポーツ課、産業立地室、都市計画課

≪市民のこえ≫

石鳥居東工業団地及びモンテディオ山形の新スタジアムについて、現在の進捗状況と今後の整備予定についてお伺いします。

昨年度のタウンミーティングでは、新工業団地については進出企業の従業員向け住宅など周辺一帯の整備を、新スタジアムについては人が行き交う賑わいのある地域となるよう周辺整備を要望しました。

これらの大型事業は、荒谷地区を含む周辺地域に新たな人の流れや住宅需要、商業・交流の機会を生み出し、地域の活性化や定住促進につながる大きな契機になると考えています。

新工業団地や新スタジアムを単体で整備するだけでなく、周辺の土地利用や住宅、商業・交流機能なども含めた一体的なまちづくりについて、今後の方向性や構想とあわせてお伺いします。

＜回答及び対応状況＞

石鳥居東工業団地整備の進捗状況については、令和８年度も引き続き用地取得に向けた関係地権者の皆様への説明や、長期未相続となっている土地について地権者の相続手続きの補助や法務局との協議等を行っているところです。現時点で９割の方々から御協力をいただいており、残りの用地取得を進めるとともに、できるだけ早く造成できるよう引き続き事業進捗を図っていきます。

新スタジアムの建設工事については、令和１０年夏の開業を目指して順調に進められており、１０月頃から建物の骨組みとなる鉄骨の組立作業、来年３月頃からは屋根工事等に順次取りかかる計画と伺っています。

新スタジアム周辺の開発については、民間事業者による開発の動向に関心が高まっているところと思いますが、新スタジアム周辺の土地は、市街化調整区域かつ農振農用地に該当するため、開発を行うには、国や県に対する農振除外や農地転用などの各種手続きが必要となります。これらの手続きには相当の期間を要するほか、手続き上のハードルや事業化に向けた課題も想定されます。

今後、民間事業者から新スタジアム周辺の開発に関する話が出た場合には、スタジアムを活用した新たな賑わい創出に繋がるよう、地域経済への波及効果や生活環境への影響などを総合的に勘案し、その効果が市内全域へ波及する機会となるよう取り組んでいきたいと考えています。

No.	３	標題	**荒谷小学校の今後と児童数確保に向けた取組みについて**
所管課等			都市計画課、教育総務課、学校教育課

≪市民のこえ≫

荒谷地区では児童数の減少に歯止めがかからず、今年度から荒谷小学校に複式学級が導入されました。今後も児童数の減少が見込まれ、５年後には３０人程度になるとされています。このまま減少が続いた場合、将来的に統廃合の検討が行われる可能性もあることから、旧田麦野小学校の事例なども踏まえ、統廃合を検討する際の基準や手続き、スケジュールについてお伺いします。

一方、学校を維持するための対策の一つとして、通学区域外からの児童の就学を認める「小規模特認校制度」の活用も考えられます。荒谷小学校への導入可能性について、市としてどのように考えているのかお伺いします。

また、若い世代や子育て世帯の転入・定住を促すため、住宅用地の確保や市街化調整区域、農地に関する規制の見直しも重要と考えています。

近隣自治体の取組みも参考にしながら、小規模特認校制度を含む児童数確保のための対策と、住宅用地の確保に関する施策を一体的に進めることについて、市の今後の方向性をお伺いします。

＜回答及び対応状況＞

現時点では、本市において学校統廃合の基準やスケジュールは定めていません。

平成１７年度末をもって閉校となった旧田麦野小学校は、地域で議論を重ねたうえ、自治会長及びＰＴＡ会長から地域の総意として「田麦野小学校の閉校についての要望書」の提出をいただき、地域の代表や教育関係者からなる協議会での話合いを経て、閉校に至りました。

小規模特認校制度については、通学区域外からの児童の就学を認めることで、特

色ある教育活動を生かしながら児童数の確保につなげることができる制度の一つであると認識しています。荒谷小学校への導入については、児童数の確保という観点だけではなく、荒谷小学校ならではの教育環境や地域とのつながり、特色ある教育活動をどのように生かしていくかという視点が重要であると考えています。特認校制度の実情について情報収集を進めてまいります。

転入・定住に関する施策について、本市では、平成３０年度から、新たな移住・定住の促進や周辺集落の活性化を図るため、市街化調整区域に緩和区域を設け、住宅について人的な要件を必要としない開発許可の運用を行っています。

また、若者世帯や子育て世帯の転入を促すため、新築住宅取得の補助を行っており、荒谷地域については小学生以下の子どもがいる世帯に更なる加算を行っています。

No.	４	標題	**未収集ごみ対策の拡充について**
所管課等			生活環境課

≪市民のこえ≫

今年度から、町内会などの負担軽減を図るため、分別が不十分で収集されず集積所に残ったペットボトルなどの一部のごみについて、市が直接収集・再分別を行う、未収集ごみ対策事業が新たに実施されました。

荒谷町内会においては、残されたごみは、町内会役員が確認し、各家庭に連絡して再分別をお願いしています。しかし、最近は、定年延長の影響等もあり、役員のほとんどが働きながら町内会の業務を行っている状況であり、この事業は、町内会役員の負担軽減という意味で大変ありがたく、感謝しているところです。

現在、市が再分別の対応をするごみの種類は、プラスチック製容器包装類とペットボトルの２種類にとどまっているため、今後、対応が特に大変なもやせるごみをはじめ、資源物やもやせないごみも対象にしていただきたいです。

＜回答及び対応状況＞

未収集ごみ対策事業として、今年度より、対象品目の収集日に町内会が設置しているごみ集積所を職員が巡回し、分別誤りのために収集されなかったごみの再分別等を行い、クリーンピア共立へ搬入しています。

ごみ集積所に残される違反ごみは、もやせるごみはほとんどなく、ビン・カン、もやせないごみはプラスチック製容器包装類、ペットボトルよりも少ない傾向があることから、違反ごみが特に多いプラスチック製容器包装類とペットボトルを対象品目としています。

現在の方法を維持しながら、より市民の皆様の負担を軽減できる方法について検討を進めていきますので、御理解をお願いします。

No.	５	標題	**地域防災力の強化に向けた河川対策及び自主防災組織への支援について**
所管課等			危機管理室、農林課、建設課

荒谷地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和８年９月２５日開催

≪市民のこえ≫

立谷川のにこにこパークから大森赤石橋付近にかけては、以前から河川内への土砂の堆積が見られ、特に川幅が狭くなっている箇所について、地域では大雨時の増水や氾濫を心配しています。県では河川パトロール等により状況を確認し、緊急性の高い箇所から優先順位をつけて堆積土砂の撤去や支障木の伐採等の対応をしているとのことですが、地域としては、どの程度の状態になれば対応の対象となるのかが分からず、今後の見通しを持つことが難しい状況です。

例えば、土砂の堆積量や住宅・道路等への危険性、過去の増水状況など、必要性や優先順位を判断する具体的な目安や考え方があれば、教えてください。

また、地域防災を担う自主防災組織への支援について、市自主防災組織育成整備事業費補助金は、防災施設や資機材の整備に対し３０万円を上限として交付されています。この上限額の引き上げについて、令和６年度のまちづくり懇談会で要望したところ「防災・減災の整備計画を踏まえて再度検討する」との回答をいただきました。その後も物価や人件費、建築資材、防災資機材等の価格は上昇しており、３０万円では以前と同程度の整備を行うことが難しく、町内会や自主防災組織の負担が増加しています。

自主防災組織が地域の「共助」の役割を十分に果たせるよう、現在の物価水準等を踏まえた補助上限額の増額とともに、今後の物価変動を見据え、一定期間ごとに上限額を検証し見直す仕組みについて検討いただきたいと考えます。

河川対策と自主防災組織への支援の両面から、地域防災力の強化に向けた今後の対応について、市の考えをお伺いします。

＜回答及び対応状況＞

河川の刈払いについては、山形県に対する重要事業要望の１つとして実施を要望しており、今年度、天童市内では２か所を実施していただきました。

立谷川の管理について山形県に確認したところ､｢御指摘の箇所については土砂の堆積状況に大きな変化は確認されておらず、また近年の激しい豪雨の発生時においても危険水位に達することなく雨水を流すことができていることから、現在のところ土砂の撤去や支障木の伐採は予定していません。また、必要性や優先順位を判断する考え方としては、定期的なパトロールにおいて河川の状況を点検し、流下能力に影響があると判断される場合に土砂の撤去や支障木の伐採を実施しています。｣との回答をいただきました。天童市としても、地域の皆様が安心できる河川環境の保全を図るために、引き続き地域の現状を山形県にお伝えしていきます。

また、自主防災組織育成整備費補助金については、現在、自主防災会が防災倉庫や発電機などを整備する際に、３０万円を上限に補助を行っています。土砂災害警戒区域や浸水想定区域などに該当する地域であれば、地区の自主防災会連絡会が必要な資機材を整備する際、５０万円を上限に補助できる場合がありますので、御相談いただければと思います。

No.	６	標題	**コンパクト・プラス・ネットワークと地域ＤＸの推進について**
所管課等			総務課、生活環境課、市民課、都市計画課

≪市民のこえ≫

荒谷地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和８年９月２５日開催

市報てんどう令和４年３月１日号で「人口減少社会を見据えた持続可能な街づくり」と題して、コンパクト・プラス・ネットワークの構想が提示されましたが、その後の展開と現在の状況について教えていただきたいです。荒谷地区では、高齢化や運転免許返納者の増加が進む一方、地区内にスーパーやコンビニがなく、行政・医療・介護・商業施設等を利用するための移動手段の確保が重要な課題となっています。

立地適正化計画でも想定されている行政／医療・介護／商業施設と荒谷地域の住民を結びつける公共交通網の整備計画の実現状況と今後の計画等について、他自治体の先進事例とも併せて教えてください。

また、移動が困難な住民にとっては、公共交通の充実とあわせて、行政サービスのデジタル化を進めることも重要です。これまで荒谷公民館への住民票等の自動交付機の設置を要望してきましたが、身近な地域拠点で行政証明書の交付や各種行政手続きができる仕組みについて、デジタル技術の活用も含め検討していただきたいと考えます。

当町内会では、町内会役員間の連絡や情報共有にＬＩＮＥ等を活用し、業務の迅速化・効率化を図っています。市と住民・関係団体等との間で行われている各種通知、負担金等の請求や支払い、情報共有についても、デジタル化できるものは積極的に進めていく必要があると考えています。令和６年度のまちづくり懇談会では、自治会の運営に役立つアプリ等について、市としても調査研究を行い、有効なものがあれば情報提供するとの回答でしたが、その後、情報があれば御教示ください。特に、負担金等の請求や支払い等に関するやり取りについてはすぐにでもデジタル化できると思います。

＜回答及び対応状況＞

市では、持続可能なまちづくりに長期的な視点で取り組むため、令和３年度に立地適正化計画を策定しました。この計画で、荒谷地域を含む市街化調整区域における取組みの方向性の１つとして、「公共交通ネットワークの形成」を挙げています。

本市の公共交通ネットワークは、鉄道、バス、タクシーに加え、市民のりあい交通ドモスなど、様々な交通手段により形成されています。中でもドモスは、予約に応じて運行する乗合い交通として、今年度からは県内１３市で初めて、市内全域で自宅から目的地まで送迎する運行を始め、市内の駅、スーパー、医療機関、公共施設などへ移動しやすくなりました。今後も、より多くの皆様に御利用いただけるよう、引き続き周知に努めていきます。こうした交通手段を活かしながら、地域の皆様の移動手段を確保し、市内のどこにいても同じような行政サービスを受けられるまちづくりを進めるとともに、皆様の御意見をお伺いしながら、利用しやすい公共交通の実現に努めていきます。

なお、公共交通に必要な仕組みは、地域の地形や居住の状況、道路環境などによって異なるため、他の自治体でも、それぞれの地域に合った取組みが進められています。

公民館への住民票等の自動交付機の設置については、現在、市内２７カ所でコンビニ交付サービスを実施しており、手数料管理やセキュリティの観点から、新たな設置は考えていませんので、御理解いただければと思います。

地域ＤＸの推進については、現在、地域コミュニティの負担軽減を目指し、デジタル化の支援に関しても検討を進めています。必要な機能や御要望があればお知らせください。

荒谷地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和８年９月２５日開催

No.	7	標題	消防団への協力金の在り方について
所管課等			消防本部

≪市民のこえ≫

上荒谷には消防団への協力金（目的不明、１世帯１，７００円、毎年２５万円程度）を集めるだけの会として上荒谷消防協力会がありますが、規約もなく、監事もおらず、総会もなく、多額の繰越金もあるようです。地域内の２名の嘱託員が会長、会計となり、隣組長に依頼し、集金させています。このような行為は消防団以外の者を使った脱法的行為であるように思います。

昨年度のタウンミーティングでは「今後の在り方について検討していただく必要がある」との回答でしたが、改めて市として正確に現状を把握のうえ、問題がないのか回答していただきたいです。あわせて、市内の各分団毎に寄附金の有無や使途、１世帯あたりの金額や集金方法、受領額合計を教えてください。

＜回答及び対応状況＞

消防協力金については、昨年度のタウンミーティングでも御意見をいただき、その際、金額を含め、地域の皆様で話し合っていただくよう回答させていただきました。

近年、全国的に消防団員のなり手不足が問題となっている中、消防団員の皆様には地域の安全確保に向けて日々活動いただいています。消防団は本来の消防業務としての公助の側面と、地域コミュニティにおける共助の側面を有しており、上荒谷町内会に限らず、一部地域では、消防団の地域活動等に対して地域の任意団体からの謝礼等があると伺っています。あくまでも任意であるため、１世帯あたりの金額や集金方法、受領額や使途等について消防本部では把握していません。

消防協力会や町内会、消防団等の関係者で、これからの在り方について検討していただきたいと思います。

No.	8	標題	市の行政責任の徹底および町内会（認可地縁団体）への指導等について
所管課等			総務課、生活環境課

≪市民のこえ≫

天童市におけるごみ集積所の設置基準は、おおむね２０～３０世帯に１箇所となっていますが、上荒谷町内会は約１４０世帯に１箇所しかなく、標準的行政サービスを受けられない状況が続いています。ごみの収集・運搬・処分は法律で市町村の責任とされており、昨年度の市長タウンミーティングでは「今後、市の担当者、町内会長、環境衛生委員とで話合いをさせていただきます」との回答でしたが、その後どうなっているのでしょうか。

また、上荒谷町内会員のごみ関係の負担金は１世帯あたり年間２００円ですが、町内会未加入世帯のごみ集積所利用料は５，０００円となっており、市として適正な負担を求めるよう指導願います。

今後、行政政策の一部を町内会に担わせる際は、慎重な対応と、市の徹底した指導をお願いします。

荒谷地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和８年９月２５日開催

認可地縁団体において監事の役割が形骸化しているところもあり、健全な地域発展につながる運営となるよう基礎的な研修を行ってほしいです。
＜回答及び対応状況＞ 上荒谷地域のごみ集積所については、令和７年度・令和６年度のタウンミーティングでも御意見をいただき、その際、地域の皆様で話し合っていただくよう回答させていただきました。 昨年度のタウンミーティング終了後、生活環境課の担当者、町内会、環境衛生委員の方々と意見交換を行ったところ、町内会としては、「令和７年度にごみ集積所に関する意識調査を実施し、新たなごみ集積所が必要であれば、場所の選定も含めて取り組んでいく。」とのことであり、現在は、設置場所や維持管理等の面を含め検討いただいていると伺っていますので、経過については町内会の皆様に御確認ください。 また、今年３月に行われた上荒谷町内会定時総会において、町内会費等の各世帯が負担すべき額や、ごみ集積所の増設について決議されていると伺っており、市としては、その決議内容を尊重する必要があると考えています。 町内会は住民による自治組織であり、その運営について、行政として過度な干渉はできないことから、団体の運営に関する研修等を市が実施することについては、現在のところ考えていません。 なお、規約の改正など、認可地縁団体の認可等に関係する御相談等につきましては、お問い合わせいただければと思います。